## 令和5年度 指名停止等措置一覧

No.	区分	業者名	所在地	指名停止等期間	指名停止理由	要領該当条項	備考
1	物品	株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-48-16	令和5年6月1日から	不正又は不誠実な行為	別表第11号	
				令和5年6月30日まで			
				(1か月)			